

財務 VOL.33

平成 24 年度「税制改正大綱」のポイント

12月9日に政府から「**税制改正大綱**」が発表されました。これは**来年度の税制改正の原案**となるもので、順当にいけば、これに基づいて国会で関連する法律が改正されます。

自動車関連の減税が大きく取り上げられましたが、現在、政府・民主党では、社会保障と税の一体改革に伴う消費税の本格論議を控えており、今回の大綱では、配偶者控除の見直しやたばこ税の増税といった大型の改正が見送られ、復興税制に関わるものや高額所得者層への増税など、反対が少ない案件が並びました。**来年の国会審議を経たうえで決定されるもの**ではありますが、改正項目のうち、開業医の先生方に関わりがありそうな点をいくつかご説明させていただきます。

短期在職の役員退職金の見直し

退職金は過去の給与の一括後払いという性質をもつため、現行の税制では給与等と比べて納税負担が軽くなっております。その計算方法は、**退職金から勤続年数に応じた一定額を差し引き、さらに2分の1を乗じた金額に対して税金がかかる**というのですが、今回の大綱では、**勤続5年以下の役員等に対して支給する退職金については2分の1を乗じることなく、税額を計算**するとされています。この対象者には、法人の役員のみならず公務員等も含み、この改正が天下りの公務員が不当な利益を享受することを防ぐことを目的としていることがわかります。

法人成りのメリットとして、退職金によって節税できるということに耳にされたことがあるかと存じますが、5年以下の退職は通常想定されないため、この改正によって**一般的な退職金の優位性が揺らぐものではございません**。

(※平成25年分以後の所得税につき適用予定)

なお、小規模企業共済は、退職所得のメリットを利用する節税策として、多くの「個人事業者」の方が加入されています。今回の改正は「法人役員」を対象としたものですので、影響はありません。

給与所得控除額への上限の設定

給与所得控除とは、個人事業者と同様に認められた、「サラリーマンの必要経費の概算額」で、**税金の計算上、給与収入に応じて差し引くことができる控除分**をいいます。

給与所得控除額の具体例をあげますと、現在、その金額は、給与収入が500万円の方の場合には154万円、2,400万円では290万円となります。この控除額は、実際の支出に係らず必要経費として認められるという意味で、明らかに税制面で優

遇されているといえます。

従来、この給与所得控除額は収入に応じて増加(1,000万円を超えると、その5%+170万円)し、上限はありませんでしたが、今改正大綱では、**給与収入が年間1,500万円を超える場合には、245万円の上限を設ける**としております。このため、例えば、給与収入が2,400万円の方の場合、現在の控除額290万円が245万円に減少するので、(扶養人数等にもよりますが)所得税・住民税合わせて概ね22万5千円の増税になります。

法人成りをすると、“所得の分散”により個人の「事業所得」が「給与所得」として置き換わることで、この給与所得控除による節税効果を受けます。これが、上述のように、今改正大綱によって縮減することになります。ただ、それでも上限245万円の控除額の存在により、最大122万5千円(税率50%)もの節税効果はまだまだ大きいといえるでしょう。

(※平成25年分以後の所得税につき適用予定)

海外資産の報告義務制度の創設

その年の12月31日において、**国外に有する預金、株式、不動産などの財産が総額5千万円を超える場合、その種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調査書**を、翌年3月31日までに、管轄税務署長への提出を義務付ける制度が創設されます。これは、経済のグローバル化に伴い、日本の居住者が海外に資産を保有することが多くなるにつれて、それらによる利子や賃料等の所得の申告漏れ件数が増加していることが背景にあります。

注目すべきは、**違反者に対して、1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金という罰則規定**が設けられることです。加えて、国外財産による所得を申告していなかった場合、加算税(10~20%)が課されますが、上記調査書を提出していなければ、さらに5%が加算されるという“二重のペナルティ”を課されます。

(※平成26年1月1日以後の提出調査書につき適用予定)

小規模医療機関への優遇税制について

前号にて、年間の保険診療報酬収入が5千万円以下の小規模医療機関への優遇税制について見直しが求められている状況をご説明致しましたが、**今回の大綱において具体的な改正についての言及はありません**でした。しかし、厚生労働省の精査を踏まえ、来年度以降の検討課題として大綱に明記されておりますので、やはり何らかの改正があるものと推測されます。

■ 今回の税制改正大綱で“積み残した”議論

- ・ **所得税**: 配偶者控除など各種控除の見直し、最高税率の引き上げ、課税最低限の引き上げ、金融所得一体課税
- ・ **相続税**: 課税ベースの拡大、税率の引き上げ
- ・ **贈与税**: 軽減策の導入
- ・ **地方税**: 地方消費税の充実と地方法人2税の段階的縮小